

諮 問 第 2 7 号
令和7年11月14日

世田谷区地域保健福祉審議会
会長 中 村 秀 一 様

世田谷区長 保 坂 展 人

世田谷区地域保健福祉推進条例（平成8年3月条例
7号）第19条第2項第4号の規定に基づき、下記の
事項について諮問します。

記

諮問事項

せたがやインクルージョンプランー世田谷区障害施
策推進計画ーの策定にあたっての考え方について

1 諮問事項（諮問第27号）

せたがやインクルージョンプラン―世田谷区障害施策推進計画―の策定にあたっての考え方について

2 諮問理由

世田谷区は、「障害のある人もない人もお互いの人格や個性を尊重して、住み慣れた地域で支えあい、選択した自分らしい生活を安心して継続できる社会の実現」をせたがやインクルージョンプラン―世田谷区障害施策推進計画―の基本理念とし、障害者（児）の支援施策を総合的に推進しています。

令和4年9月には「世田谷区障害理解の促進と地域共生社会の実現をめざす条例」を制定し、障害理解の促進や差別解消、参加や活躍の場の拡大、情報コミュニケーション等について、必要な施策を講じていくことを定めました。また令和5年12月には「世田谷区手話言語条例」を制定し、「手話が言語であること」の理解促進を進め、もって手話を必要とする者の権利が尊重される地域共生社会の実現をめざすこととしています。

一方で国では、国連の障害者権利委員会から日本政府に対して75項目にわたる総括所見が出されており、この内容を踏まえた国や都の動向を引き続き注視する必要があります。

そこで、国等の動向を踏まえたうえで、「世田谷区障害理解の促進と地域共生社会の実現をめざす条例」等を基礎として施策展開を図っていけるよう、せたがやインクルージョンプラン―世田谷区障害施策推進計画―の策定にあたっての考え方について諮問します。